

令和9年度／令和10年度以降の見直しについて

経済産業省 環境省

2026年5月21日（木） 16：00～18：00

目次

1. 容り制度を取り巻く全体像（背景）
2. 新枠
3. その他（モノマー化、油化収率、ただ乗り事業者対策、等）
4. ジョイントグループ登録の基本的な考え方等
5. 再商品化製品の利用事業者に関する制限の見直し

1. 容リ制度を取り巻く全体像（背景）

循環経済行動計画（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議） 施策集

再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備

環境省・経済産業省

- 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

1. 容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進

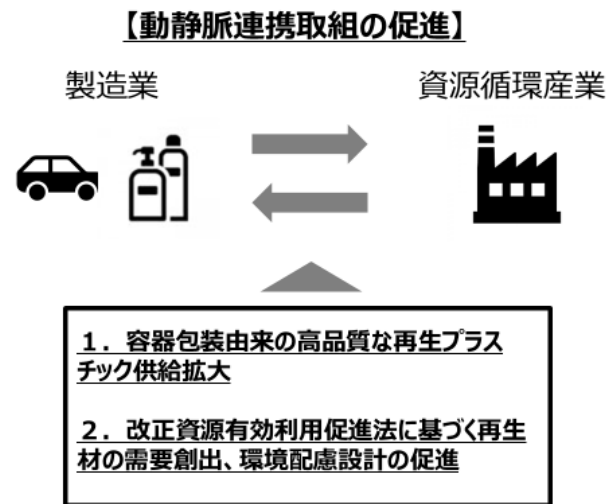
再生プラスチック分野は、各国の施策強化を受け、国際的な競争が激化する一方、国内では、技術課題や経済合理性等の課題に直面している。マテリアルリサイクルにおける高品質製品製造やケミカルリサイクルにおける食品用途も見据えた石油由来プラスチックと同等品質の製品製造に向けた技術開発や投資支援等が必要である。また、ユーザーである製造業では石油由来プラスチックに比べ現状高価な再生プラスチックの積極的使用に向け支援も必要となる。そのため、早急に需要と供給の両面で、プラスチック製容器包装等を由来として供給される再生プラスチックの資源循環の仕組みを確立すべく、以下について、集中的な支援・実証を行うとともに、関連法令との整合性を取りながら、必要な制度的措置を検討する。

- ①製造業と資源循環産業の連携を通じた易リサイクル性の製品設計の可視化
- ②ケミカルリサイクルにおける忌避物質について動脈側又は静脈側での対応等
- ③リサイクルしやすい使用済みプラの回収量の拡大や再生プラの国内循環利用
- ④容器包装リサイクル制度において国内基幹産業へ再生プラを供給するリサイクル事業者の優遇
- ⑤需要と供給のギャップ対策（費用的側面や時間的側面への対応）
- ⑥資源循環政策の更なる周知拡大 等

2. 改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進

製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。また、業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討する。さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討する。加えて、製品の設計段階から資源循環に配慮した設計を促すため、改正法に基づき、資源循環の高度化や再生材の品質向上への寄与といった観点も踏まえつつ、ライフサイクル全体での環境負荷低減に配慮した特に優れた環境配慮設計の認定を進める。

【事業イメージ】



【今後の予定】



動静脈連携でのリサイクル性要件可視化	動静脈連携での要件共有、取組推進
易リサイクル性の製品設計の検討	易リサイクル性の製品設計の推進
一廃・産廃における包装材の回収量拡大に向けた検討	自治体・排出事業者の取組推進
	容器包装リサイクル制度での動静脈連携による高品質プラ製品製造に係る推進枠の創設等、需要側の価格許容とコストギャップ対策
	再生材利用義務の対象見直し、数値規制の検討開始・段階的導入（PETボトル等）
	特に優れた環境配慮設計に関する製品別の認定基準策定・設計の認定

【目指す姿／取組指標】

- ・プラスチック製容器包装を由来とした高品質再生プラスチックの供給体制の構築。
- ・製造事業者等における再生プラスチックの需要確保
- ・より高度な環境配慮設計の普及。

循環経済行動計画（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議） 施策集

自動車等向け再生プラスチック市場構築推進事業

環境省・経済産業省

- 再生資源供給サプライチェーンの強強化
- 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

【事業概要】

「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」（2024年11月設立）で取りまとめた「産業競争力のある再プラ市場構築に向けたロードマップ」（2026年3月）等を踏まえ、以下を実施する。

1. 再生プラスチック集約拠点構築推進事業

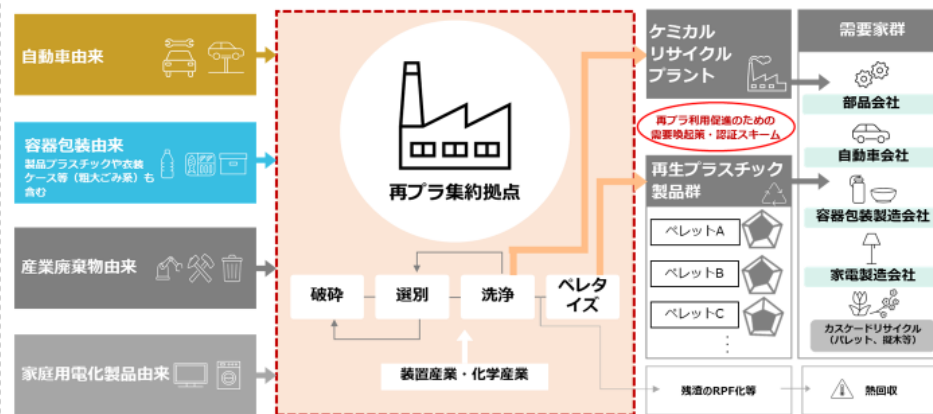
自動車等ものづくり産業向けに安定した量と質の再生プラスチックを供給する再生プラスチック集約拠点の構築のため、ビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化・実証、および設備導入支援を行う。

2. 再生プラスチック利用促進事業

自動車等ものづくり産業における再プラ利用促進のため、需要喚起策と認証スキームのあり方を検討し、実運用を見据えた実証を行う。

また、再生プラスチックの環境価値訴求に向け、環境価値の算定手法の調査・検討を行い、需要喚起策や認証スキームとの接続を含め、実運用を見据えた実証を行う。

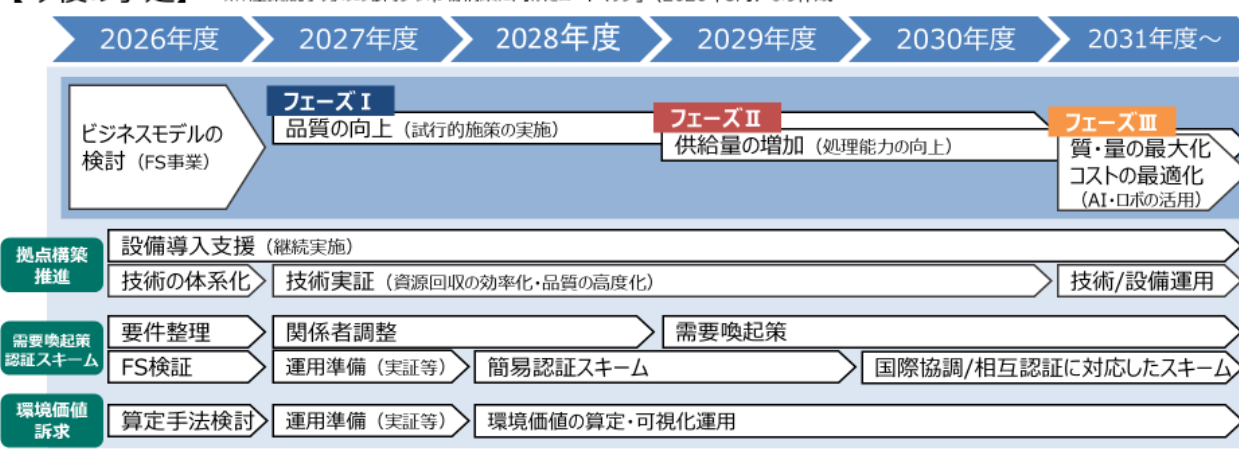
【事業イメージ】



※「再生プラスチック集約拠点構想（Ver.04）」（2026年3月）より作成

【今後の予定】

※「産業競争力のある再プラ市場構築に向けたロードマップ」（2026年3月）より作成



【目指す姿／取組指標】

自動車等向け再生プラスチックの市場構築。

※再生プラスチック供給量目標
2030年までに2.1万t/年
2041年以降20万t/年

再生プラスチック供給強化のイメージ

起点

供給ルート

需要家

回収拡大の推進
(焼却・埋立等の回避)

産業廃棄物・その他一般廃棄物

易リサイクル設計の推進

自治体の回収拡大の推進

一般廃棄物 (容リプラ・製品プラ) 自治体回収ルート

処理能力の増強、収率の向上、高品質再生材供給の加速

- ・MRとCRのジョイント登録の創設
- ・モノマー化手法の容リ基本方針等への位置づけ
- ・材料リサイクルでの再商品化製品のケミカルリサイクルへの利用 など

再プラ集約拠点

再生プラスチック既存のサプライチェーンを束ねて、集約し、大量生産に耐えうる供給能力、高品質・均一化を実現する品質管理能力を実装
※令和8年度に「自動車等向け再生プラスチック安定供給体制の構築のためのFS事業」実施

(容リ協ルート)

新枠

水平リサイクルに使用できるような高品質製品を製造するために、再商品化事業者 (静脈) と製造事業者等 (動脈) が連携して再商品化を行うなど高品質製品製造を後押しする「新しい枠」を容器包装リサイクル制度に創設する。

従来の再商品化

高品質材の供給増に伴う、カスケード利用も含めた現実的な使いこなし

プラ法33条

自治体起点での再商品化計画作成

容器包装



自動車



家電



その他



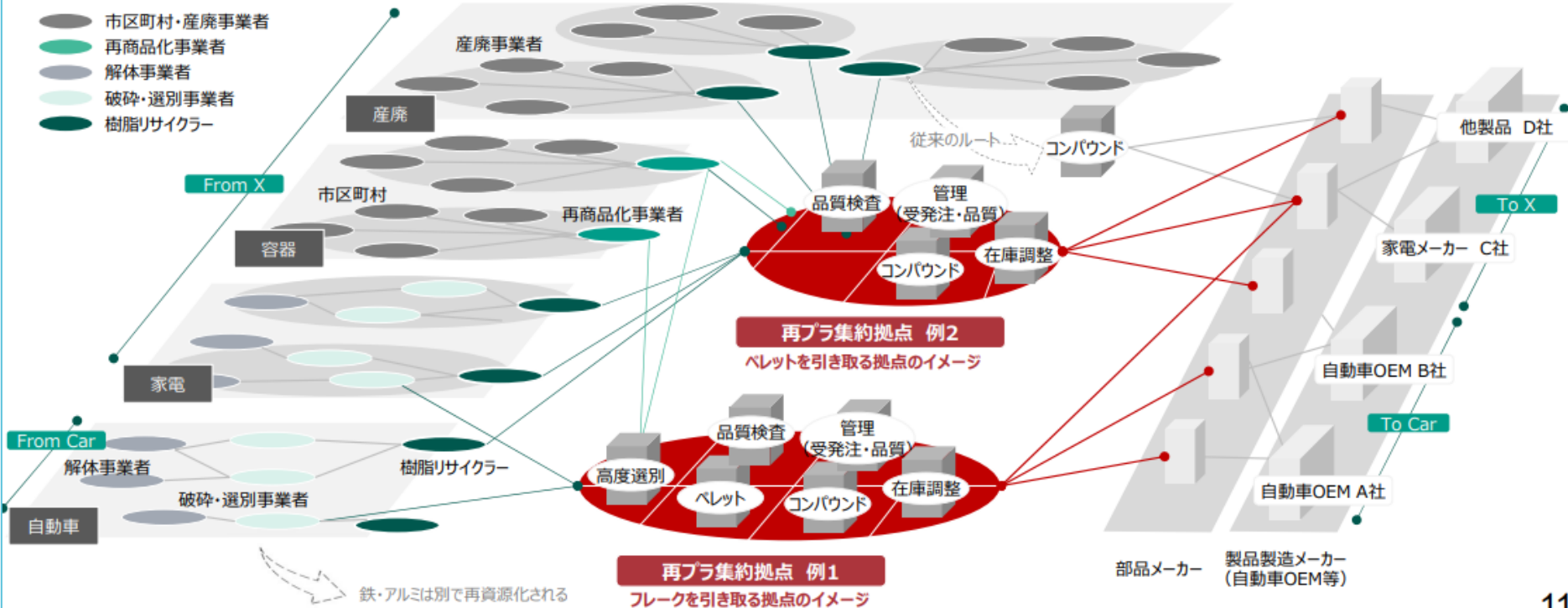
「再プラ集約拠点」について

第2回WG2資料再掲・一部編集



「再プラ集約拠点」の必要性に対する提案の振り返り：機能イメージ

- 既存のリサイクル法制度の下で資源回収され、製造されたフレークやペレットを再プラ集約拠点に集約して、自動車等のものづくり産業向けに更なる高度選別やコンパウンド、品質検査等を行い、各出口産業へ供給する。
- 再プラ集約拠点では品質の均一化と安定した大量供給を担う。



2. 新卒

2-1. 新卒に関する論点整理

論点① 制度設計（プラ法33条とのすみ分け含む）【P.10～12】

論点② 入札制度 【P.13～14】

論点③ 支援策 【P.15】

2-2. 制度設計

- 第三回検討会を踏まえ、改めて政府案として整理。
- 制度の狙い、制度設計について違和感がないかを含めご意見をいただきたい（制度詳細は関係者との間で今後検討予定）

目的

- 水平リサイクルに使用できるような高品質再生材を製造するためには、コストがかかり、再生材料への価格転嫁が進まなければ、現行制度設計の既存枠内では費用の観点で落札ができず、高品質再生材を製造し続けることができない。
- その状況を打破するために、高品質な再生材の製造能力（供給能力）強化につながる「新枠」を容器包装リサイクル制度に創設する。

呼称

- ①「プラスチック製容器包装及び指定脱炭素化再生資源利用促進製品 製造推進枠」
- ②「特定高品質製品 製造推進枠」

制度の狙い

「高品質な再生材の製造能力（供給能力）強化に向けた取組を推進する」

（動脈と静脈の内容はその具体的なイメージとする。）

- 動脈（特定事業者等）： 静脈企業が製造する高品質再生材に対して、一定の利用コミットメントまたは再生材評価等の取組を支援により動脈企業に促すことで、容リ制度由来の高品質な再生材利用を促進する。
- 静脈（再商品化事業者）： 動脈企業との高品質再生材の開発における連携や継続的な販路獲得を支援により静脈企業に促すことで、再生材の需要予見性の向上につなげ、高品質再生材への取組を促進する。

制度設計

高品質製品を製造・利用する事業者（動脈、静脈共に）に対して支援を実施する。

- 令和10年度～令和14年度： 高品質製品の製造が拡大されていない状況を踏まえ、高品質製品製造へのチャレンジや幅広い事業者への利用拡大に向け、政府による支援を実施する。
- 令和15年度以降（P）： プラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法の本制度にて資源循環を実施し、その他プラスチック（自動車や家電など）は集約拠点化構想での資源循環を目指す。（※次頁参照）

2-2. 制度設計（概念図）



(参考) 新枠とプラ法33条の関係

- 新枠の主たる目的は「高品質再生材の製造促進」「特定事業者等での再生材利用促進」、他方、プラ法33条（認定）は自治体ごとの創意工夫による再商品化プロセス全体の効率化・コスト低減を促すものとなっている。
- 新枠は、再生材利用を促進する特定事業者と再商品化製品の高品質化を目指す再商品化事業者にフォーカスしたスキームであり、特定事業者等の主体的な関与を促す仕組みとして、現行のプラ法33条の位置づけ・役割と異なっている。

新枠

プラ法33条（認定）

主たる目的

- 高品質再生材の製造促進
- 特定事業者等での再生材利用促進

- 再商品化プロセス全体の効率化
- 自治体ごとの創意工夫による費用負担軽減
- 製品プラの回収促進

計画対象範囲

- 再商品化製品最終利用（特定事業者等）まで

- 再商品化事業者まで

計画主体

- 特定事業者等 + 再商品化事業者

- 自治体 + 再商品化事業者

インセンティブ付与

- 再生材使用分に関する特定事業者等へのインセンティブ支援有

- 特別交付税措置など

処理費用

- 単年入札での対応だが、優先権を検討中

- 複数年の認定期間にて担保

2-3. 入札制度

- 制度設計同様、第三回検討会を踏まえ、改めて政府案として整理。
- 高品質製品製造へのチャレンジを応援しつつも、適正な処理も担保できるような制度設計を検討

制度開始時期	令和10年度	
新枠における対象 再生材利用事業者	令和10年度～令和14年度： 特定事業者＋（再生プラスチックを脱炭素化再生資源とする）指定脱炭素化再生資源 利用促進事業者 令和15年度以降： 特定事業者	
対象指定保管施設	全保管施設（区分対象：区分1＋区分2）	
入札制度概要	新枠参加判断	再商品化事業者の新枠参加可否を「新枠評価方式」（※次頁参照）にて選定。
	入札フロー	通常の入札と同様のフローを進める。
	入札概要	<ul style="list-style-type: none">● 新枠に参入できる再商品化事業者を「新枠評価方式」にて選定する。● 高度な利用につながる再商品化製品製造の複数年計画を提出頂き、それを元に上記方式にて評価。● 選定事業者は、上記計画分のみ新枠に入札可能。
	落札者選定方法	「価格」のみによる選定とする。 ※新枠においては、上限価格を優先枠・一般枠とは異なる内容で設定する。
	入札者	再商品化事業者 ※上記以外のサプライチェーンを担う関連事業者も、補足内容として記載可能。その登録内容は「新枠評価方式」にて評価。
	入札時期	優先枠、一般枠と同時

2-3. 入札制度

新 材 評 価 方 式	委員会運用	容り協会にて「新材評価方式委員会」を実施し、再商品化事業者を選定。 <u>※具体的内容は、国の検討会にて決定。</u>
	再商品化事業者からの提出内容 (内容は複数年での内容を求める)	<ul style="list-style-type: none">再生材使用に向けたサプライチェーン（必須は最終製品製造者）再生材の製造計画（数量や品質等）再生材の販売計画（数量や品質等）
	評価項目	技術力（品質） / 技術力（収率） / 使用用途
開札順		① 新材 → ② 材料リサイクル優先材 → ③ 一般材の順
入札枠		<ul style="list-style-type: none">R10年度（1年目） 2% （1万t）R11年度（2年目） 4% （3万t）R12年度（3年目） 10% （6万t）～R14年度（5年目） 20% （12万t） <u>※前年度落札した優先事業者分も含んだ数量となります。</u>
対象期間		単年 ※ただし、翌年度以降優先権を取得できるような運用（有期）を検討する。
対象期間（優先権）		<ul style="list-style-type: none">初年度落札年含めて、最長合計5年間とする。新材にて落札した対象保管施設に対して、同量（又は当該指定保管施設の全量）×同額にて入札を行った場合、自動的に落札できる仕組み ※いかなる要因であれ、上記内容から外れた場合は、優先権はなくなり、通常の入札フローとなる。 ※当該指定保管施設が申し込みを行った場合に限る。申し込みの無い場合の補填は実施しない。
再資源化要件		<ul style="list-style-type: none">一定比率以上の「高度再資源化」率達成 ※「高度再資源化」の定義は、「プラスチック製容器包装」及び「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」への使用とする。
再資源化期限		<ul style="list-style-type: none">再商品化製品販売は、現状と変更しない（3か月）最終製品化の期限は、1年間などある程度許容（新材評価方式での評価に影響が出るので、その内容と合わせて検討）¹⁴

2-4. 支援策

- 現在、R10からの予算確保に向けて関係部局と折衝中。
- 具体的な詳細に関しては、今後決定。

支援対象

- 再商品化事業者
- 特定事業者

支援内容

- 優先枠・一般枠との処理費用の差額支援
 - 再生材使用分に関する特定事業者へのインセンティブ支援
- ※上記内容の重複は精査

支援期間

- 制度開始から一定の移行期間のみ（＝有期）
- ※経年による支援内容の傾斜等、移行期間終了後に適切な対応が取れるような設計を検討
- ※移行期間終了後の設定有無や費用負担については、今後の検討（設定した際は、特定事業者の中での負担を想定）

捻出元

- 移行期間：国による支援
- 移行期間終了後：制度内完結（特定事業者の委託金の調整等）

3. その他

(モノマー化、油化収率、ただ乗り事業者対策、など)

3-1. ケミカルリサイクルにおける「モノマー化」の新設（第3回資料再掲）

- 現行のガイドラインに対し、ケミカルリサイクルにおける「モノマー化」を新設することに際し、その手法の内容や要件定義について検討する

政府案

ガイドラインの改定

- 改定時期：R9年度（予定）
- 運用開始時期：R10年度（予定）
- 内容（※具体的な内容は継続検討）：
手法の内容、要件定義

論点

ガイドラインの改定における具体的な内容

- モノマー化の定義の明確化
（参考）PETボトルにおける表現：「～プラスチック製品の原料となるポリエステル原料（ビス（2-ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等を言う。）等が得られること～」。
- 収率の要件の明確化

備考

新手法の追加には、下記スケジュールを考慮する必要有り

- 協会システム変更
- 協会によるガイドライン委員会開催
- 法令の基本方針変更
- 再商品化計画変更に伴う告示発出
- パブリックコメントの実施 等

3-2. ケミカルリサイクルにおける「油化」収率の考え方の導入（第3回資料再掲）

- 現行のガイドラインに対し、ケミカルリサイクルにおける「油化」の収率の考え方を導入することに際し、その手法の内容や要件定義（プラスチックへの使用を想定した炭化水素油の製造を踏まえた要件整理等）について検討する

政府案

ガイドラインの改定

- ・ 改定時期：R9年度（予定）
- ・ 運用開始時期：R10年度（予定）
- ・ 内容（※具体的な内容は継続検討）：
手法の内容、要件定義（プラスチックへの使用を想定した炭化水素油の製造を踏まえた要件整理等）

論点

ガイドラインの改定における具体的な内容

- ・ 既存手法の現状把握
現在定義されている「油化」手法と、現在商業化が進んでいる「油化」手法との差異の把握
- ・ 既存手法との差替え、もしくは新手法としての確立
- ・ 収率の要件の明確化

備考

新手法の追加には、下記スケジュールを考慮する必要有り

- ・ 協会システム変更
- ・ 協会によるガイドライン委員会開催
- ・ 法令の基本方針変更
- ・ 再商品化計画変更に伴う告示発出
- ・ パブリックコメントの実施 等

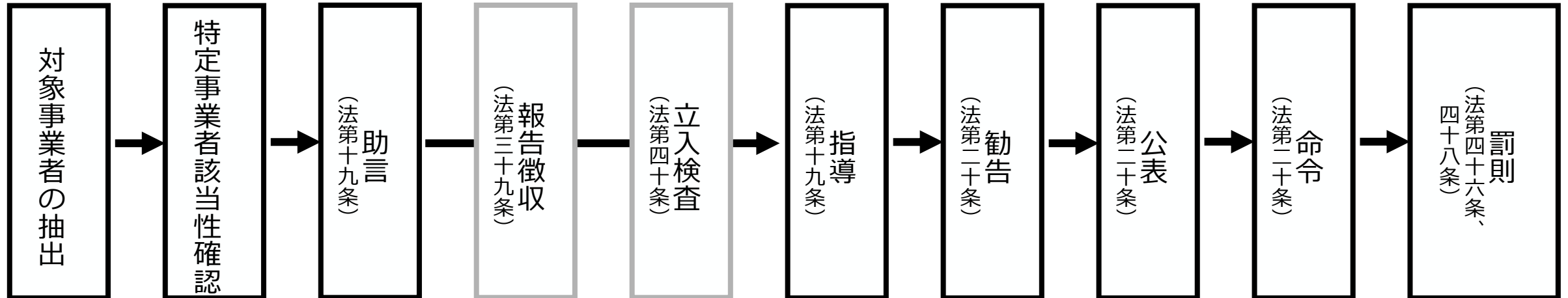
3-3. ただ乗り事業者対策

容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていない事業者（※）への対策について

※再商品化義務を果たしていない、または過少申告している事業者とされる、いわゆる「ただ乗り事業者」

- 容器包装リサイクル法では、特定事業者に再商品化義務（委託料金の支払）を課しているところ、委託料金を支払わない事業者が存在。法令遵守をしている**事業者における不公平感を是正していく必要**。
- 従前より、地方局から容り法の説明や特定事業者（又は特定事業者に該当する可能性のある者）への該当性に関する問い合わせなど、ただ乗り事業者対策を継続しているが、本法律の普及広報を進めるとともに**再商品化義務を履行しない事業者に対する把握・確認の強化・厳格な執行等**、ただ乗り事業者対策に一層注力をしていく。

ただ乗り事業者対策の概観



4. ジョイントグループ登録の基本的な考え方等

4. ジョイントグループ登録の基本的考え方（案）

1. 材料リサイクルとケミカルリサイクルの特徴を最大限活かし、**収率の向上（残渣率の低減）、再商品化製品利用範囲の拡大、また、新規のリサイクル事業者の参入を容易とするため、R9年度以降できる限り早い時期に材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントグループの運用を可能とする。**
2. 入札は、【材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイント】として参加し、ケミカルリサイクルを含むため、**R9年度入札は一般枠のみとする。**また、後述の新枠が創設された後は、当該ジョイントグループであっても、新枠の要件を満たす場合は、**新枠での入札も可能とする。**
3. 材料リサイクルとケミカルリサイクルによる**ジョイントグループ全体の収率の考え方には、等価的統合収率を導入する。**
4. 運用開始時期は、**R9年度は1対1の運用、R10年度以降は3事業者以上の運用を可能とする。**
5. 並行して、今年度から、**モデル事業の実施により案件を形成し、R10年度からの本格実装を後押しする。**

なお、以下の点については、本検討会における見直しの方向性に沿って、容リ協と連携し決定する。

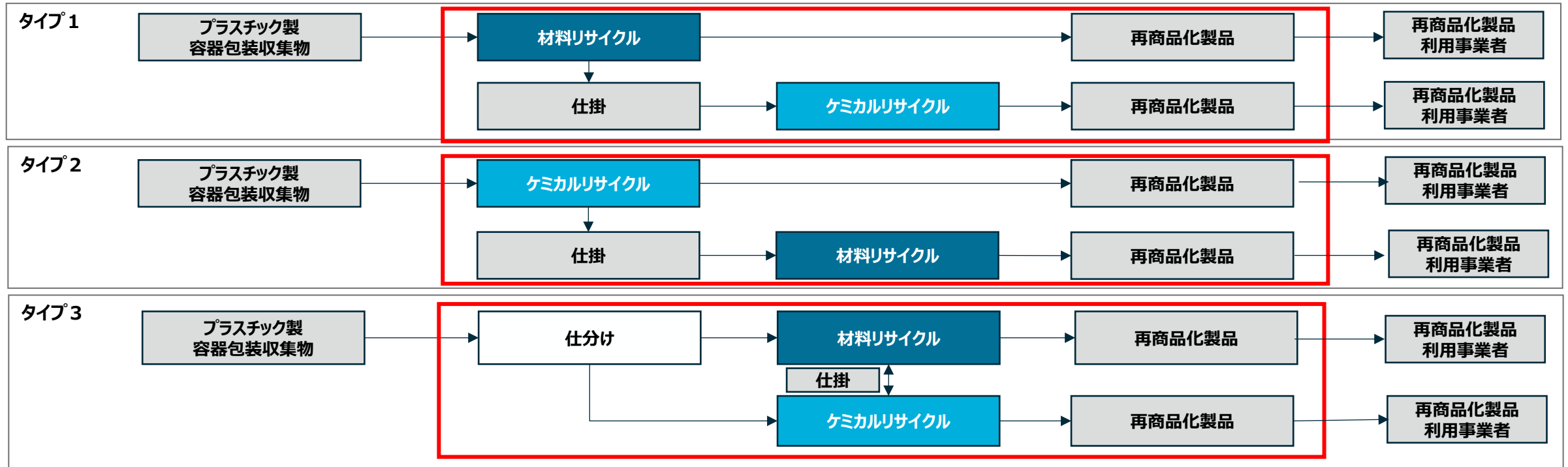
【検討すべき運用の枠組み】

- (1) 事業者の登録要件（登録事業者、代表事業者、構成事業者）：ジョイントが安定的に稼働するための要件
- (2) 構成事業者数：複数事業者によるジョイントにおける独占的立場の利用や他社情報の不正利用等を防ぐための制約
- (3) 再生処理費用の支払いに関する条件

※検討に当たり考慮すべき要素

- ・ 現在運用中の材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイント登録におけるルール
- ・ 事業者によるニーズ
- ・ 今回の中長期の見直しに必要な容リ協システムの改修に必要な作業の平準化

(参考) ジョイントグループ登録の基本的考え方 (第3回資料を一部修正)



ジョイントグループの範囲

(参考) 収率及び収率基準の考え方

収率及び収率基準の考え方 (重量ベースの場合、ガス化の場合は別途設定)

ジョイントグループ全体の収率

等価的統合収率 $Z_{eq} = (B + C \times (MRの基準 / CRの基準)) / A$

収率基準(施設審査収率)

$Z_{eq} \geq 45\%$

【各技術の収率基準※】

材料リサイクル $\geq 45\%$

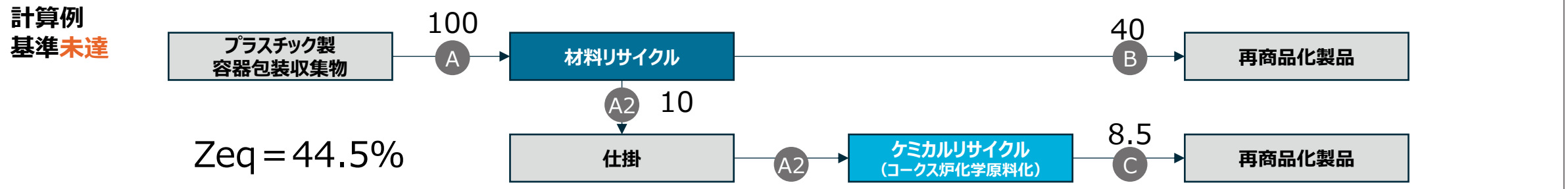
油化 $\geq 45\%$

高炉還元剤 $\geq 75\%$

コークス炉 $\geq 85\%$

ガス化 $\geq 65\%$

材料リサイクルの収率が40%の場合
($100 \times \text{収率}40\%$) = 40



$$Z_{eq} = (40 + 8.5 \times (45/85)) / 100 = 44.5\%$$

コークス炉の収率が85%の場合
(仕掛 \times 収率85%) = 8.5

5. 材料リサイクルにおける再商品化製品の利用に関する 制限の見直し

5. 材料リサイクルにおける再商品化製品の利用に関する制限の見直し

- 材料リサイクルにおける再商品化製品（ペレット等）の利用について、容リ協が定めるプラスチック製容器包装再生処理ガイドラインにおいて、一定の制限を設けており、**利用用途として、成形品、コンパウンドなどに限定**している。
- 近年、油化やモノマー化等のケミカルリサイクル事業者が本制度の下で生産された再商品化製品を再生原料として利用するニーズが生じていることから、本ガイドラインを改訂し、**ケミカルリサイクル事業者への販売も認めることとしてはどうか。**
- その場合、**R9年度の再商品化事業から運用することを目指し**、R8年度中に容リ協内での所要のプロセスを経て、上記ガイドラインの改訂を行う。

